

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年5月10日（平成30年（行個）諮問第83号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（行個）答申第84号）

事件名：特定刑事施設における本人の診療録等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月9日付け札管発第16号により札幌矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、現在、特定地方裁判所民事部において、国を被告とする平成27年（ワ）特定番号A事件と平成28年（ワ）特定番号B事件（合併済）を原告として係争中である。その中で被告である国が審査請求人（原告）の当該開示請求を含む診療録を、法8条2項1号にある本人の同意もなく、特定地方裁判所民事部の決定・命令等がないにもかかわらず、証拠として乙第2号証（特定刑事施設Cにおける特定年月日Cから特定年月日Hまでの診療録）、乙第7号証（特定刑事施設Aにおける特定年月日Aから特定年月日Bまでの診療録）、乙第41号証（特定刑事施設Bにおける特定年月日Bから特定年月日Cまでの診療録）、乙第42号証（特定刑事施設Cにおける特定年月日Iから特定年月日Dまでの診療録）、乙第43号証（特定刑事施設Dにおける特定年月日Eから特定年月日Fまでの診療録）、乙第44号証（特定刑事施設Eにおける特定年月日Fから特定年月日Jまでの診療録）を係争中の民事裁判に提出したものである。

イ 審査請求人は、上記アを踏まえて当該開示請求をしたところ、被告である国のみが審査請求人（原告）の当該開示請求をした診療録を持ち出し証拠として利用しているにもかかわらず、審査請求人（原告）

に対しては、法 18 条 2 項の規定を理由に不開示にしたものである。

これは、法の公平性から見ても不当であり、不開示にした理由もただのこじつけでしかない。よって、法 8 条 2 項 1 号及び 14 条 1 項 1 号により速やかに開示するよう求めるものである。

また、被告である国が係争中の民事裁判に証拠の乙号証として当該開示請求の診療録を提出し公にしたということは、札幌矯正管区が開示をしないこととした理由でもある、刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報（処分又は執行を受けた者に係るものに限る。）の法 45 条 1 項の規定には該当せず整合性もない。なお、開示請求等の規定の適用から除外されるというのも失当であり不当そのものである。

よって、不開示の決定を取り消し速やかに開示するよう求めるものであり、開示するのが正当であり適法である。

ウ 以上のとおり、審査請求を行うものである。

（２）意見書（添付資料省略）

ア 審査請求人は、特定刑事施設 A（現実には国）を被告とした民事訴訟を特定地方裁判所民事部に対して提起し現在も係争中ではありますが、その中で被告は、今回資料として提出した診療録（乙号証）のうち、最初に乙第 2 号証及び乙第 7 号証を証拠として提出した。ただ、これには入所時に必ず添付等されているはずの既往歴等が全くないなど不自然であることも含めて、特に乙第 2 号証は本来なら特定年月日 C から特定年月日 D までのものでなければならぬにもかかわらず、特定年月日 H までの分しかなかった。そこで審査請求人は、特定地方裁判所民事部に対し文書提出命令の申立てをしたところ、被告は提出命令が出る前に乙第 38 号証から乙第 44 号証までを、それまでは必要ないなどと述べていたのに急に提出したものであるが、その中身（内容）はマスキングだらけで被告に不利と思われるところも含め塗りつぶされていた。また、乙第 2 号証については、医師や看護師等の氏名、印、サイン以外にマスキングされていないが、同じ診療録の残り部分である乙第 42 号証は、必要以上にマスキングされていて明らかに不自然でもある。

イ 審査請求人は、乙第 38 号証、乙第 39 号証、乙第 40 号証については、係争中の民事訴訟に直接関係がある訳でもないにもかかわらず、被告に都合の悪いところはマスキングした上で証拠として提出したことは、審査請求人の個人情報を必要以上に開示しているのに、なぜ、審査請求人の開示請求は不開示になるのか不可思議極まりないものがあります。

また、乙第 43 号証は民事訴訟を提起したばかりで、拘置所でもあ

り外部の臨時の医師ということもあり、それ程一般の病院と違わない診療録（カルテ）であったが、刑が確定後の特定刑事施設Eの診療録である乙第44号証では、民事訴訟（コルセットの使用を含め）の件もあり、医師というより刑務官（職員）である準看護師等が、上級庁や国に付度したように、全く事実と違う記載（緑のマーカ一部分）をしたりして、コルセットの使用を認めない方向へ持っていかうとしていたことを乙第44号証を見るまで審査請求人は知らなかったものであるが、何とかコルセットの使用は許可になったもので、審査請求人の歩行は常に壁を伝ったりゆっくりとしたもので、つかまるものがないところではさらにゆっくり歩行し、常に跛行しているもので、刑務所職員は信用できないが、同じ受刑者（同じ工場）は皆が判っていることであります。

ウ 審査請求人は、上記ア及びイを念頭に、医師、看護師等の氏名、印、サインはマスキングしても良いが他の部分はマスキングしないように開示請求をした訳であります。

被告が都合の悪いところをマスキングした上で審査請求人の個人情報、本人の同意もなく勝手に証拠として開示（公開）していたことは間違いのない事実であり、それも改ざん等ともとれるものを提出している。既に開示されている個人情報を法45条1項の規定を理由に不開示にすること自体失当であり不当でもある。審査請求人が開示請求した個人情報は他の行政文書と違い、病院でのカルテにも当たるものでもあり、審査請求人本人の生命、健康、生活などに重大な影響を与えるものでもあることから、法14条1項1号により開示されなければならないのではないかと考えます。

エ 審査請求人は、資料として乙第2号証（診療録）、乙第7号証（診療録）、乙第38号証（診療録）ないし乙第44号証（診療録）の9点と請求人が諮問庁の下部機関に送付した平成29年12月19日付け「質問趣意書」1部3枚を提出しますが（これは写し）、乙第2号証、乙第44号証に関しては現在も民事訴訟の係争中であるため、資料として確かめられた上は（コピーをしても差し支えない。）審査請求人の方へ送り返していただければ非常に助かるものであります。

また、質問趣意書に対する札幌矯正管区個人情報窓口からの平成29年12月22日付けの回答も資料として送付致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件開示請求は、審査請求人が処分庁に対し、保有個人情報開示請求書により、開示請求者（審査請求人）本人に係る特定刑事施設AないしEまでが保有する診療録（健康診断簿も含む。）に記載された保有個人情報の開示を求めているものである。

- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

本件開示請求に該当する保有個人情報（本件対象保有個人情報）は、特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした決定は、妥当である。

第4 調査審議の経緯

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年5月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月5日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年7月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、特定刑事施設が保有する別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、

雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に收容されている者又は收容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報（処分又は執行を受けた者に係るものに限る。）であることから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、特定刑事施設AないしEにおける審査請求人の診療録（健康診断簿も含む。）であることから、特定の個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことを前提として作成されるものであると認められ、したがって、これを開示すると、特定の個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法の第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

なお、審査請求人は上記第2の2(1)のとおり主張するが、法45条1項の趣旨に照らせば、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報が民事訴訟において一方当事者から証拠として提出されているからといって、法に基づく開示請求の対象となるものではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 1 特定刑事施設 A における請求人の診療録（健康診断簿も含む。）（対象期間：特定年月日 A から特定年月日 B まで）
- 2 特定刑事施設 B における請求人の診療録（健康診断簿も含む。）（対象期間：特定年月日 B から特定年月日 C まで）
- 3 特定刑事施設 C における請求人の診療録（健康診断簿も含む。）（対象期間：特定年月日 C から特定年月日 D まで）
- 4 特定刑事施設 D における請求人の診療録（健康診断簿も含む。）（対象期間：特定年月日 E から特定年月日 F まで）
- 5 特定刑事施設 E における請求人の診療録（健康診断簿も含む。）（対象期間：特定年月日 F から特定年月日 G まで）